

事業所情報（認知症対応型共同生活介護）

（令和6年8月23日現在）

事業所名

共生型グループホーム らぶあけぼの

1 基本情報

所在地： 富山県小矢部市綾子5599	
TEL：0766-68-3826	ホームページ：
FAX：0766-68-3827	E-Mail：loveake@tonamino.or.jp
事業所までの交通手段：あいの風とやま鉄道石動駅より徒歩5分	
事業所開設年月：平成24年4月	
介護保険事業者番号：1690900087	介護保険指定年月日：平成24年4月1日
敷地面積：602.98 m ²	建物面積：264.99 m ²
開設者（経営法人）： 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	設置主体（開設者への委託元等がある場合）： 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野
管理者名：栢元浩樹	

2 事業所の職員体制

職員総数	常勤職員：3名	非常勤、その他：8名	計：11名
職員の専門 資格の保有 状況（複数の 資格保有は 重複記載）	医師：名	介護福祉士：2名	介護職員初任者 研修修了者：5名
	看護師：1名	理学療法士：名	作業療法士：名
	准看護師：名	保健師：名	栄養士：名
	薬剤師：名	介護支援専門員：1名	社会福祉士：名
	（上記以外の資格であって事業所として公表したいものの状況） 資格名称：人数 名		

3 事業所の方針（運営の方針）

1. 事業所に於いて提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法ならびに介護保険法に関する厚生労働省令告知の趣旨及び内容に沿ったものとする。 2. 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう利用者の心身の状態を踏まえ、妥当適当な援助、支援を行うこととする。

3. 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るよう配慮し援助、支援を行うこととする。
4. 認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮し、援助、支援を行うこととする。
5. 介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について理解しやすいよう説明を行うこととする。
6. 介護従事者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型生活介護の質の評価を行い、その作成された計画に基づき利用者に対し夜間ケアを行なうものとする。

4 サービス内容

ユニット数	1
定員	9名
居室面積	一律 99.4㎡
居室備付設備等	エアコン、ベッド、空気清浄機、クローゼット
協力医療機関	医療社団法人 にしの会 西野内科医院
協力歯科医療機関	岡宗歯科医院
連携・支援先 介護老人福祉施設 介護老人保健施設	西野老人保健施設
入浴回数、時間の選択の可否	2回／週 可
入浴設備の状況（一般浴・特浴）	一般浴 リフト設置
主な機能訓練の内容	離床援助、屋外散歩同行、家事共同作業による生活機能の維持、改善
主なレクリエーションの内容	体操（ゆとりっち体操、ごぼう先生各種体操など）合唱、脳トレ、創作活動、書道教室、軽運動レク
嗜好品の持込制限の有無 （有りの場合の内容）	基本的になし（職員に伝える事原則）
家族等の面会可能時間	13：00～16：00 面会10分以内
家族の宿泊の可否	不可
地域との交流内容	所在地域の祭礼、地蔵まつりなど
介護相談員の受け入れの有無	あり 基本1回／月
家族会・利用者による自治会等の活動状況	特になし

5 サービス利用のために

利用申込窓口電話番号	(0766) 68-3826
保険給付対象内の 利用料金 (要介護度別の平均的な 1月あたり自己負担額)	要介護1: 22,920 円 要介護2: 24,000 円 要介護3: 24,690 円 要介護4: 25,200 円 要介護5: 25,740 円 【利用者の方の所得等により自己負担額が大きく異なる場合がありますので、契約前に十分にご確認下さい。】
その他の費用 (保険給付対象外)	家賃 39,000 円/月 食費 1,000 円/月 水道光熱費 15,000 円/月 寝具、介護用品代 1,920 円/月
申込時の注意事項	
苦情等受付窓口電話番号	(0766) 68-3826

6 事業所の情報提供資料、見学、実習生・ボランティアの受け入れ

事業所が利用申込者等に提供している資料名 (重要事項説明書、パンフレット等)	事業所の見学の可否	実習生の受け入れの有無	ボランティアの受け入れの有無
重要事項証明書、法人パンフレット 事業所パンフレット	可	可	可

7 その他の特記事項（サービス利用にあたっての留意事項等）

・面会時間の遵守 ・騒音等、他入居者への迷惑行為、他入居者の居室に立ち入らない ・所持金は自己管理 ・ペットの持ち込み禁止 ・執拗な宗教活動及び政治活動の禁止
